

## 第1章

---

# 計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

本市では、宇佐市総合計画において、すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う人権尊重社会の実現に向けて、すべての市民の人権擁護思想を醸成するため啓発・学習活動の充実に取り組んできました。

具体的には、2006年(平成18年)に「宇佐市人権施策基本計画」を、また2009年(平成21年)に「宇佐市人権施策実施計画」を策定し、2012年(平成24年)には、宇佐市人権施策実施計画の改定(第2次)を行っています。

その後、直近では2018年(平成30年)に、改めて両計画の改訂を行い「宇佐市人権施策基本計画(第2次)」および「宇佐市人権施策実施計画(第3次)」を策定し、これまで「共生社会の実現」と「人権文化の構築」による「人権尊重社会」の実現をめざし取り組んできました。

そのような中、国の取組みとして、「いじめ防止対策推進法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律」などの法整備が行われてきました。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活のさまざまな局面において、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある方等に対する偏見や差別が見られ、また社会経済情勢の急激な変化や高齢化、国際化などを背景に新たな人権問題も顕在化しています。

このように、部落差別(同和)問題をはじめとするあらゆる差別、人権問題に対する人権教育・啓発の必要性・重要性が高まる中で「宇佐市人権施策基本計画(改定版)」において示した8つの分野別施策に基づき、2021年度に実施した「宇佐市人権問題市民意識調査」(以下「意識調査」)の結果を踏まえ、「宇佐市人権施策実施計画(第3次)」を改訂し、前実施計画に引き続き具体的な取り組みの推進を図ることとします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、人権教育・啓発推進法第 5 条の規定に基づき、基本計画とともに、本市における「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」ための計画です。

また、「第 2 次宇佐市総合計画（後期基本計画）」の施策を推進するための個別計画と位置付けます。

## 3 計画の期間と進行管理

本計画の期間は、2023 年度（令和 5 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）までの 5 年間とします。ただし、めまぐるしく変動する社会情勢とともに、人権をめぐる状況も刻々と移り変わっていることから、年度ごとの進捗状況を確認しながら事業を展開し、5 年が経過した後に実施計画の最終的な総合評価を行い、それを踏まえて、さらにその先の取組みについて方向づけを行っていくこととします。

## 4 計画の体系

本計画では、人権全般に関する基本的施策と、基本計画において取り組むべき課題として掲げている、部落差別（同和）問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、医療等の分野別人権施策について、現状と課題及び今後の方向性と取り組みを明らかにしていきます。（次頁参照）



総合目標「人権尊重社会」の実現をめざし、行政のすべての分野で取り組む  
 ～多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現～

	課題目標	施策の方向性
Ⅰ 人権全般に 共通する課題	1. 人権意識の高揚を図るための 施策	一人ひとりが、人権の意義や価値についての理解を深め、身近な人権に関する様々な問題に敏感に気づき、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身に付けるための人権教育を行うとともに、市民の主体的な活動を促進する。
	2. 相談・支援・救済体制の充実	市民が自立や社会参加を通じ、自己実現を図ることができるよう支援するとともに、関係機関と連携して救済・予防を促進・支援する。
Ⅱ 部落差別 (同和) 問題	1. 部落差別解消推進法	①法の周知徹底 ②相談体制の充実 ③教育・啓発の推進 ④部落差別の実態に係る調査
	2. 人権意識の普及・高揚	①市民・地域に対する啓発活動や研修の支援 ②企業における啓発の推進 ③エセ同和行為の排除
	3. 教育の充実	①学校教育 ②社会教育
	4. 経済生活の安定	①ハローワークやその他関係機関と連携した情報提供 ②生活相談・産業の推進等、関係機関と連携した推進
	5. 社会福祉の増進	①隣保館等を有効に活用した住民参加型活動の推進 ②福祉行政における諸制度の適正な活用 ③環境の整備
	6. 相談・支援・人権擁護の充実	関係各課をはじめ、国・県・民間団体との連携の中で、相談・支援体制の充実
Ⅲ 女性の 人権問題	1. 男女共同参画社会の実現を めざして	男女平等意識と女性への人権尊重意識の醸成に向けた教育・啓発の推進
	2. あらゆる分野への男女共同参画を めざして	本市における各種審議会等への女性委員登用の積極的な推進
	3. 男女がともにはたらきやすい 環境づくり	①男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ②男女の仕事と家庭の両立支援をするための環境づくりの推進
	4. 相談窓口の充実	①女性に対する暴力の防止 ②相談体制の充実
Ⅳ 子どもの 人権問題	1. 子育て支援の推進	①子育て支援の推進 ②子どもの健全育成
	2. 子どもの人権を尊重する教育・ 啓発の推進	子どもの人権を尊重する教育・啓発
	3. 相談窓口の充実	相談窓口の充実
Ⅴ 高齢者の 人権問題	1. 福祉教育の推進	学校における高齢者福祉教育の推進
	2. 社会教育の充実	①高齢者への多様な学習機会の提供 ②生き甲斐づくりの促進 ③高齢者に就業機会の提供

	課題目標	施策の方向性
V 高齢者の 人権問題 (続き)	3. 保険・医療・福祉サービスの整備	①施設・保健福祉や医療体制の充実 ②総合的な相談体制の充実 ③在宅福祉サービスの充実
	4. 高齢者に優しいまちづくり	①住環境の整備 ②高齢者の立場に立った福祉サービスの充実
VI 障がい者の 人権問題	1. 障がい者の人権の正しい理解と認識の促進	①あらゆる機会を利用した教育・啓発 ②特別支援教育の充実 ③学校における啓発活動の推進
	2. 障がい者の主体性と権利の擁護	①相談支援体制の充実 ②バリアフリー化の促進
	3. 障がい者の社会参加の促進	①障がい者の雇用の促進 ②福祉情報をはじめとした幅広い情報提供 ③障がい者の社会参加の促進
VII 外国人の 人権問題	1. 外国人理解のための教育・啓発	①外国人に対する差別意識の解消と啓発 ②学校における国際理解教育・啓発活動の推進
	2. 外国籍市民が住みよいまちづくり	①雇用機会等の確保 ②外国人のための相談・支援体制の充実 ③情報冊子の作成・わかりやすい案内標識等の設置
	3. 多文化共生・国際交流事業の推進	①多文化共生・国際交流事業の推進 ②多文化共生のための人権啓発の推進
VIII 医療をめぐる 人権問題	1. 医療に対する正しい知識・認識の推進	①医療関係者に対する人権教育研修の充実 ②学校教育での感染症に対する理解・啓発の推進 ③感染症に対する正しい知識の普及・啓発の推進 ④相談・権利擁護体制の整備
	2. HIV 感染症に関する正しい知識の促進	①HIV 感染症に対する理解・啓発の推進 ②学校教育での理解・啓発の推進 ③相談・権利擁護体制の整備
	3. ハンセン病回復者の名誉回復と正しい知識の促進	①ハンセン病に対する理解・啓発の推進 ②学校教育での理解・啓発の推進 ③相談・権利擁護体制の整備
	4. 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の促進と偏見・差別等の防止	①偏見・差別等の防止に向けた啓発の推進 ②相談体制の整備
IX 様々な 人権問題	1. プライバシーの保護	①個人情報保護法等の市民・企業への周知、 職員の意識の向上 ②戸籍法、住民基本台帳法等関係手続きに おけるプライバシーの保護の促進
	2. ネット社会の人権侵害	市職員の情報セキュリティに関する知識の修得及び意識の向上
	3. 犯罪被害者やその家族に関する理解を深める啓発	各種人権講座での啓発
	4. 性的少数者の人権問題	性的少数者に対する理解促進・啓発
	5. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	拉致問題の正しい知識の普及
	6. その他の人権問題	①人権意識を普及させるための啓発 ②社会的支援事業 ③相談・支援事業



# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



宇佐市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## SDGsと人権について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。

そこに含まれるSDGsの17ゴール（目標）・169ターゲット（達成基準）の達成に向けて、世界でも、そして国内でもさまざまな取り組みが進められています。

SDGsの内容はどれも「人が生きること」と関連していて、その前文には「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎にあることを示しています。また、「2030アジェンダ」には世界人権宣言や人権の保護など人権への言及も多く含まれています。

## 世界を変えるための17の目標



**目標1【貧困】**  
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



**目標2【飢餓】**  
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



**目標3【保健】**  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



**目標4【教育】**  
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



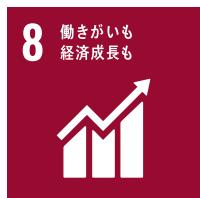
**目標5【ジェンダー】**  
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う



**目標6【水・衛生】**  
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



**目標7【エネルギー】**  
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



**目標8【経済成長と雇用】**  
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



**目標9【インフラ、産業、イノベーション】**  
強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



**目標10【不平等】**  
国内及び各国家間の不平等を是正する



**目標11【持続可能な都市】**  
包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する



**目標12【持続可能な消費と生産】**  
持続可能な消費生産形態を確保する



**目標13【気候変動】**  
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



**目標14【海洋資源】**  
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



**目標15【陸上資源】**  
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



**目標16【平和】**  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



**目標17【実施手段】**  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

